

# 山梨県公報

第八十一号

令和二年

三月十九日

木曜日

## 目次

### 告示

○保安林の指定……………	一一三
○家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………	一一三
○豚熱の予防注射の実施……………	一一五
○道路の区域変更(六件)……………	一一六
○道路の供用開始(三件)……………	一一七
○基本測量の実施(二件)……………	一一八
○令和二年二級建築士試験の実施の一部変更……………	一一八
○令和二年木造建築士試験の実施の一部変更……………	一一八
○開発行為に関する工事の完了について……………	一一八

## 告示

### 山梨県告示第八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 笛吹市芦川町上芦川字水出一六九六の二(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 公衆の保健
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
  - 主伐は、択伐による。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において対象家畜を飼育している区域又は家畜が死亡した区域を所管する	一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査(急速凝集反応法) 2 酵素免疫測定法による検査 3 その他必要な検査 二 結核病検査 1 ツベルクリン検査 2 その他必要な検査

<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>甲府市、斐崎市、南アルプス市、甲斐市及び中央市並びに南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡（富士河口湖町の区域に限る）の区域</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの          1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛          2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛          3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛          4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛          5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>一 予備的抗体検出法による検査          二 リアルタイムPCR法による検査          三 ヨーニン検査          四 その他必要な検査</p>		
<p>牛の伝達性海綿状脳症の発生状況</p>	<p>県内全域</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項</p>	<p>都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡（富士河口湖町の区域を除く）及び北都留郡の区域</p>	<p>の牛で実施区域内で飼育しているもの          1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛          3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛          4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>一 酵素免疫測定法による検査          二 ウエスタンブロット</p>

及び動向の把握のため	アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	馬伝染性貧血の発生予防のため	豚熱の発生予察のため	アフリカ豚熱の発生予察のため	高病原性鳥
	県内全域	県内全域	県内全域	県内全域	県内全域
の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育している馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育している同
法による検査 三 免疫組織化学的検査	一 中和反応検査 二 臨床検査	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査	一 酵素免疫測定法による検査 二 蛍光抗体法による検査 三 PCR法による検査 四 その他必要な検査	一 PCR法による検査 二 その他必要な検査	一 酵素免疫測定法による

インフルエンザの発生予察のため	家さんサルモネラ感染症の発生予防のため	腐蛆病の発生予防のため		
県内全域	県内全域	県内全域		
いる家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育している種鶏	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂		
る検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査	凝集反応検査（急速凝集反応法）	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査 四 その他必要な検査		

山梨県告示第八十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射の方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間一日までの間において対象家畜を飼育する区域を所管	皮下又は筋肉内注射

する家畜保健衛生所長の指 定する日
----------------------

**山梨県告示第八十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府南アルプス線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市十五所字村前西四八〇番一地从先から南アルプス市十五所字村前西四七九番四地先まで	一四・六 一八・二	一四・六 二五・九	二四・三	二四・三

**山梨県告示第八十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市落合町字田通一二四九番地先から甲府市小曲町字寺東四番二地先まで	六・九 四〇・二	六・九 一五・九	六一・七	六一・七

**山梨県告示第八十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地从先から北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地先まで	一六・四 一〇三・五	一六・四 六六・〇	二二六・〇	二二六・〇

**山梨県告示第八十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先まで	七・二	六・九	一四・六	四一・一
	一六・七			
				四一・一

山梨県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先まで	九・五	六・八	八・二	二二・二
	二〇・五			
				二二・二

山梨県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
甲州市塩山赤尾字堰口二二六番一地从先から 甲州市塩山下粟生野字鶉窪八二二番二地从先まで	一〇・二	一〇・二	四四・八	五四七・三
	三四・二			
				五四七・三

山梨県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	甲府南アル プス線	南アルプス市十五所字村前西四 八二番一地从先から 南アルプス市十五所字村前西五 六二番二地从先まで	一三二・一	令和二年三 月二十四日

山梨県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	高畑谷村停 車場線	都留市金井字上段四八番二地从先から	五一〇・二	令和二年三 月二十二日

都留市下谷字宮の腰二八四五番三地先まで

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年四月九日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士吉田西 桂線	富士吉田市小見字笹子八八一番五地先から 富士吉田市上暮地一丁目三〇 一三番一地先まで	三八〇・〇	令和二年三月二十七日

公 告

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十九日

- 一 測量の種類 基本測量（機動観測）

- 二 測量の地域 山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

- 三 測量の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

● 令和二年二級建築士試験の実施の一部変更

令和二年三月十二日付けで公告した令和二年二級建築士試験の実施の公告を次のとおり変更する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 三一の郵送による受験申込み(一)及び(二)を次のとおり変更する。

- (一) 受験申込み受付期間 令和二年三月二十五日（水）から同年四月十三日（月）まで

- (二) 受験申込み方法 (三)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を必ず簡易書留により郵送すること（令和二年四月十三日までの消印のあるものに限る。）。

- 三二の受付場所への持参による受験申込みを次のとおり変更する。
- 2 受付場所への持参による受験申込み 実施しない。

● 令和二年木造建築士試験の実施の一部変更

令和二年三月十二日付けで公告した令和二年木造建築士試験の実施の公告を次のとおり変更する。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 三一の郵送による受験申込み(一)及び(二)を次のとおり変更する。

- (一) 受験申込み受付期間 令和二年三月二十五日（水）から同年四月十三日（月）まで

- (二) 受験申込み方法 (三)の提出先に受験申込書その他別に案内する書類を必ず簡易書留により郵送すること（令和二年四月十三日までの消印のあるものに限る。）。

- 三二の受付場所への持参による受験申込みを次のとおり変更する。
- 2 受験場所への持参による受験申込み 実施しない。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条の二第一項の協議に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年三月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 大月市猿橋町桂台三丁目三十一番一の  
部及び百三十番の四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県  
知事 長崎幸太郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番